

令和2年度

新入生と保護者の皆様へ

中部大学がサポートする安心の保障制度です。

学生総合保障制度

(団体総合生活保険)

卒業までの
毎日を応援します。



本制度は、中部大学が推薦する保障制度です。他から案内される類似の保障制度は本学とは一切関係ありません。

団体契約で
保険料が

20%
割引!!



中部大学

(有) 中部大学サービス

こんなときにお役に立ちます!

このパンフレットは団体総合生活保険の概要を紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合には、パンフレット裏表紙記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

学生本人がケガをしたときの補償

★「熱中症(日射または熱射による身体の障害)」や「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒」も含まれます。



■死亡・後遺障害保険金(全タイプ)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日から180日以内に死亡または後遺障害を被った場合、保険金をお支払いします。

■治療費用保険金

(A, A0, B, B0, D, D0, E, E0, G, G0, H, H0, J, J0, K, K0タイプ) 注*

ケガにより国内で1日以上通院または入院した場合(手術も含む)、健康保険等の自己負担分(他から給付等がある場合はその額を除きます。)を保険金としてお支払いします。ただし通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの通院または入院に限ります。

■入院諸費用保険金

(A, A0, B, B0, D, D0, E, E0, G, G0, H, H0, J, J0, K, K0タイプ)

ケガにより国内で入院をされた場合に、入院中に負担された費用(差額ベッド代、入院・退院のための交通費、諸雑費など)の合計額から免責金額(自己負担額)5,000円を差し引いた額をお支払いします。(1日あたり1,000円が限度となります。)

■先進医療費用保険金

(A, A0, B, B0, D, D0, E, E0, G, G0, H, H0, J, J0, K, K0タイプ)

ケガにより国内で入院または通院をされた場合に、①医療機関における先進医療に要する費用②先進医療を受けるために必要とした入院・通院・転院・退院のための交通費を20万円を限度にお支払いします。

■入院保険金・通院保険金・手術保険金

(A, A0, C, C0, D, D0, F, F0, G, G0, I, I0, J, J0, L, L0タイプ)

ケガをされ、入院、通院をされた場合に、入院・通院1日につき定額で保険金をお支払いします。手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

率	負担金	負
割	円	割
3	4,380	4,
金額	消費税等	優
割	円	割

学生本人が病気をしたときの補償

★歯科疾病治療のための通院、精神障害治療、痔核・裂肛等は除きます。

■治療費用保険金

(A, A0, B, B0, D, D0, E, E0, G, G0, H, H0, J, J0, K, K0タイプ) 注*

病気により国内で1日以上通院または入院した場合(手術も含む)、健康保険等の自己負担分(他から給付等がある場合はその額を除きます。)を保険金としてお支払いします。ただし通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの通院または入院に限ります。

■入院諸費用保険金

(A, A0, B, B0, D, D0, E, E0, G, G0, H, H0, J, J0, K, K0タイプ)

病気により国内で入院をされた場合に、入院中に負担された費用(差額ベッド代、入院・退院のための交通費、諸雑費など)の合計額から免責金額(自己負担額)5,000円を差し引いた額をお支払いします。(1日あたり1,000円が限度となります。)

■先進医療費用保険金

(A, A0, B, B0, D, D0, E, E0, G, G0, H, H0, J, J0, K, K0タイプ)

病気により国内で入院または通院をされた場合に、①医療機関における先進医療に要する費用②先進医療を受けるために必要とした入院・通院・転院・退院のための交通費を20万円を限度にお支払いします。



注* 同一のケガ・病気を原因とする入院・通院だとしても、「入院」と「通院」の経過日数は個別に計算を致します。また、最後の入院日・通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度入院・通院される場合は、後の入院・通院は前の入院・通院と異なるケガ・病気とみなします。

例① 1/20～2/20まで通院した後に、2/21～4/10に入院した場合。

通院: 1/20より60日経過した日の属する月末(=3月末)までがお支払いの対象となるため、1/20～2/20の通院は全て補償対象となります。
入院: 2/21より60日経過した日の属する月末(=4月末)までがお支払いの対象となるため、2/21～4/10の入院は全て補償対象となります。

例② 1/20～2/20まで通院(通院①)した後に、2/21～4/10に入院(入院①)し、退院後の4/11～5/9に通院(通院②)し、5/10～6/10まで再入院(入院②)した場合

通院①: 1/20より60日経過した日の属する月末(=3月末)が通院①の支払対象となるため全て補償対象となります。
入院①: 2/21より60日経過した日の属する月末(=4月末)が入院①の支払対象となるため全て補償対象となります。
通院②: 通院①の最終通院日(2/20)から180日経過前に通院が再開しているため、通院①と同じ「通院」とみなされるため、支払対象となる期間を超過してからの通院となることから支払対象外。
入院②: 入院①の退院日(4/10)より180日経過前に入院が再開しているため、入院①と同じ「入院」とみなされるため、支払対象となる期間を超過してからの入院となることから支払対象外。

賠償事故を 起こしたときの補償



■個人賠償責任 (全タイプ)

国内外において、日常生活で学生本人が他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

自主参加のインターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。

*1 携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

※自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)等による賠償事故は対象となりません。

※同じスポーツをプレー中の者に対する事故は、多くの場合法律上の賠償責任が発生しないため対象とならない場合があります。

※国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

学生自身の携行品に 関する補償

■携行品損害 (全タイプ)

国内外を問わず、学生本人が自宅外(一人暮らしの学生は下宿外)において携行している身の回り品(携行品)が、偶然な事故によって損害を受けた場合に、保険金をお支払いします。免責金額(自己負担額)は1回の事故につき、5,000円となります。

※携帯電話やバイクや自転車等は対象となりません。



臨地実習のある 学生用の補償

★生命健康科学部(全学科・研究科)
★応用生物学部 食品栄養科学科
(管理栄養科学専攻)

※上記の学生以外はお選びいただけません。



■感染予防費用

(A0、B0、C0、D0、E0、F0、G0、H0、I0、J0、K0、L0タイプ)

臨地実習中の事故における、感染症に係る接触感染等(針刺し事故など)や、院内感染の予防措置のために負担した費用(健康保険等の給付があった場合には、被保険者が負担した一部負担金)をお支払いします。

※感染症の治療費は対象になりません。(A0、B0、D0、E0、G0、H0、J0、K0タイプの場合は治療費用保険金の対象となります。)

※予防接種の費用は対象になりません。

扶養者に万が一のことが あった場合の補償

■育英費用 (全タイプ)

学生の扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したり終身常に介護を要するなど重度の後遺障害を被り、その結果、学生を扶養できなくなった場合に、所定の保険金(300万円)をお支払いします。

※あらかじめ扶養者(親権者であり、かつ学生の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して学生の生計を主に支えている方)をご指定いただきます。



1人暮らしの学生用 (アパート・寮・下宿など) の補償

★自宅通学生・ご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。自宅生タイプをお選びください。また一人暮らしの学生であっても他に火災保険に加入しているような場合は自宅生タイプをお選びいただくことも可能です。

■生活用動産

(D、D0、E、E0、F、F0、J、J0、K、K0、L、L0タイプ)

国内で学生の生活用動産(家財)が、火災・落雷・盗難などの偶然な事故により損害を受けた場合に保険金額を限度としてお支払いします。

免責金額(自己負担額)は1回の事故につき、5,000円となります。

■借家人賠償責任

(D、D0、E、E0、F、F0、J、J0、K、K0、L、L0タイプ)

国内で学生が借用し、かつ使用する戸室を火災・破裂・爆発等の偶然な事故により損壊し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。水漏れも対象となります。

※借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。



●ご注意：保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合につきましてはP8～11の「補償の概要等」をご参照ください。

：タイプにより補償内容が異なります。

：補償開始日より前に被った身体障害については、保険金お支払いの対象となりません。(ただし、治療費用保険金・入院諸費用保険金・先進医療費用保険金につきましては、補償開始日からその日を含めて2年を経過した後に生じた保険金支払事由については、保険金のお支払いの対象となります。)

大学生(4年間)の補償内容(保険金額)と保険料

大学院生・3年次編入生は5,6ページをご覧ください

タイプの選び方

学生本人のケガと病気の治療費用実費とケガの日額の両方が対象となるタイプを希望

自宅生は、**Aタイプ**
 ※臨地実習のある学生は、**A0タイプ**
 1人暮らしの学生は、**Dタイプ**
 ※臨地実習のある学生は、**D0タイプ**をお選びください。

学生本人のケガと病気の治療費用実費が対象となるタイプを希望

自宅生は、**Bタイプ**
 ※臨地実習のある学生は、**B0タイプ**
 1人暮らしの学生は、**Eタイプ**
 ※臨地実習のある学生は、**E0タイプ**をお選びください。

学生本人のケガのみで入院・通院日数に応じた日額が対象となるタイプを希望

自宅生は、**Cタイプ**
 ※臨地実習のある学生は、**C0タイプ**
 1人暮らしの学生は、**Fタイプ**
 ※臨地実習のある学生は、**F0タイプ**をお選びください。

■大学生 4年間(自宅生)

職種級別A

補償内容		学生本人のケガと病気が対象となるタイプ		学生本人のケガのみが対象となるタイプ
ケガと病気の補償 (学生本人の補償) (熱中症・食中毒含む)	入院・通院・手術※1	治療費用実費 ※2 医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		—
	入院諸費用 (免責金額(自己負担額):5,000円)	支払限度基礎日額1,000円 支払限度日数180日		—
	先進医療費用	20万円を限度に実費※3		—
学生本人のケガの補償	死亡・後遺障害	280万円		—
	入院日額	4,000円	—	4,000円
	通院日額	2,000円	—	2,000円
	手術保険金	入院中(入院日額の10倍) 入院中以外(入院日額の5倍)	—	入院中(入院日額の10倍) 入院中以外(入院日額の5倍)
個人賠償責任 (免責金額(自己負担額):0円)		お支払い限度額： 無制限 (国外は1事故1億円)※4		
扶養者の補償 (扶養者が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または重度後遺障害を被った場合)	育英費用	一時金 300万円		
携行品損害 (免責金額(自己負担額):5,000円)		支払年度ごとに 10万円 を限度		
ご加入タイプ		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
保険料 (4年間分・一括払)		87,390円	59,930円	48,650円

臨地実習のある学生

- 生命健康科学部(全学科)
- 応用生物学部 食品栄養科学科(管理栄養科学専攻)

の方は下記タイプからお選びください

上記の学生以外はお選びいただけません

感染予防費用	予防措置費用50万円限度		
感染症の治療費	対 象		対象となりません
ご加入タイプ	A0タイプ	B0タイプ	C0タイプ
保険料 (4年間分・一括払)	87,490円	60,030円	48,750円

※1 お支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
 ※2 医療機関・保険業局の窓口で、健康保険を使用して一部自己負担した費用を補償。
 ※3 先進医療保険金は、入院諸費用保険金と同一の支払限度日数です。
 ※4 情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度となります。

団体割引 **20%** が適用されています

保険期間 令和2年4月1日午前0時～令和6年4月1日午後4時

■大学生 4年間(1人暮らしの学生)

★自宅通学生・ご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。自宅生タイプをお選びください。

また1人暮らしの学生で他の火災保険に加入しているような場合は補償が重複する可能性がありますので自宅生タイプをお選びいただくことも可能です。この場合、払込取扱票(加入依頼書)の⑥学生住居区分は自宅以外に○をして、下宿先住所欄に親族住居あるいは、火災保険加入済と記入してください。

職種級別A

補償内容		学生本人のケガと病気が対象となるタイプ		学生本人のケガのみが対象となるタイプ
ケガと病気の補償 学生本人の補償 (熱中症・食中毒含)	入院・通院・手術※1	治療費用実費 ※2 医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		—
	入院諸費用 (免責金額(自己負担額):5,000円)	支払限度基礎日額1,000円 支払限度日数180日		—
	先進医療費用	20万円を限度に実費※3		—
学生本人のケガの補償	死亡・後遺障害	280万円		
	入院日額	4,000円	—	4,000円
	通院日額	2,000円	—	2,000円
	手術保険金	入院中(入院日額の10倍) 入院中以外(入院日額の5倍)	—	入院中(入院日額の10倍) 入院中以外(入院日額の5倍)
個人賠償責任 (免責金額(自己負担額):0円)	お支払い限度額： 無制限 (国外は1事故1億円)※4			
扶養者の補償 (扶養者が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または重度後遺障害を被った場合)	育英費用	一時金 300万円		
携行品損害 (免責金額(自己負担額):5,000円)	支払年度ごとに 10万円 を限度			
生活用動産 (免責金額(自己負担額):5,000円)	支払年度ごとに 100万円 を限度			
借家人賠償責任 (免責金額(自己負担額):0円)	1事故ごとに 1,000万円 を限度			
ご加入タイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ	
保険料 (4年間分・一括払)	102,750円	75,290円	64,010円	

臨地実習のある学生

- 生命健康科学部(全学科)
- 応用生物学部 食品栄養科学科(管理栄養科学専攻)

の方は下記タイプからお選びください

上記の学生以外はお選びいただけません

感染予防費用	予防措置費用50万円限度		
感染症の治療費	対 象		対象となりません
ご加入タイプ	D0タイプ	E0タイプ	F0タイプ
保険料 (4年間分・一括払)	102,850円	75,390円	64,110円

※1 お支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

※2 医療機関・保険薬局の窓口で、健康保険を使用して一部自己負担した費用を補償。

※3 先進医療保険金は、入院諸費用保険金と同一の支払限度日数です。

※4 情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度となります。

注：保険料は、職種級別Aの方を対象としたものです。お子様(被保険者一保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(※)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡頂きますようお願いいたします。)

(※)「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つるの製品製造作業者」

大学院生・3年次編入生の補償内容(保険金額)と保険料

大学生は3,4ページをご覧ください



学生本人のケガと病気の治療費用実費とケガの日額の両方が対象となるタイプを希望

自宅生は、**Gタイプ**
 ※生命健康科学研究科の学生は、**G0タイプ**
 1人暮らしの学生は、**Jタイプ**
 ※生命健康科学研究科の学生は、**J0タイプ**をお選びください。

学生本人のケガと病気の治療費用実費が対象となるタイプを希望

自宅生は、**Hタイプ**
 ※生命健康科学研究科の学生は、**H0タイプ**
 1人暮らしの学生は、**Kタイプ**
 ※生命健康科学研究科の学生は、**K0タイプ**をお選びください。

学生本人のケガのみで入院・通院日数に応じた日額が対象となるタイプを希望

自宅生は、**Iタイプ**
 ※生命健康科学研究科の学生は、**I0タイプ**
 1人暮らしの学生は、**Lタイプ**
 ※生命健康科学研究科の学生は、**L0タイプ**をお選びください。

■ 大学院生・3年次編入生 2年間(自宅生)

職種級別A

補償内容		学生本人のケガと病気が対象となるタイプ		学生本人のケガのみが対象となるタイプ
ケガと病気の補償 学生本人の (熱中症・食中毒含)	入院・通院・手術※1	治療費用実費 ※2 医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		—
	入院諸費用 (免責金額(自己負担額):5,000円)	支払限度基礎日額1,000円 支払限度日数180日		—
	先進医療費用	20万円を限度に実費※3		—
学生本人のケガの補償	死亡・後遺障害	280万円		
	入院日額	4,000円	—	4,000円
	通院日額	2,000円	—	2,000円
	手術保険金	入院中(入院日額の10倍) 入院中以外(入院日額の5倍)	—	入院中(入院日額の10倍) 入院中以外(入院日額の5倍)
個人賠償責任 (免責金額(自己負担額):0円)		お支払い限度額： 無制限 (国外は1事故1億円)※4		
扶養者の補償 (扶養者が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または重度後遺障害を被った場合)	育英費用	一時金 300万円		
携行品損害 (免責金額(自己負担額):5,000円)		支払年度ごとに 10万円 を限度		
ご加入タイプ		Gタイプ	Hタイプ	Iタイプ
保険料 (2年間分・一括払)		47,050円	32,270円	26,190円

■ 生命健康科学研究科の学生の方は下記タイプからお選びください

その他の研究科の学生はお選びいただけません

感染予防費用		予防措置費用50万円限度		
感染症の治療費		対 象		対象となりません
ご加入タイプ		G0タイプ	H0タイプ	I0タイプ
保険料 (2年間分・一括払)		47,110円	32,330円	26,250円

※1 お支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
 ※2 医療機関・保険業局の窓口で、健康保険を使用して一部自己負担した費用を補償。
 ※3 先進医療保険金は、入院諸費用保険金と同一の支払限度日数です。
 ※4 情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度となります。

団体割引 **20%** が適用されています

保険期間 令和2年4月1日午前0時～令和4年4月1日午後4時

■ 大学院生・3年次編入生 2年間(1人暮らしの学生)

★自宅通学生・ご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。自宅生タイプをお選びください。
 また1人暮らしの学生で他の火災保険に加入しているような場合は補償が重複する可能性がありますので自宅生タイプをお選びいただくことも可能です。この場合、払込取扱票(加入依頼書)の⑥学生住居区分は自宅以外に○をして、下宿先住所欄に親族住居あるいは、火災保険加入済と記入してください。

職種級別A

補償内容		学生本人のケガと病気が対象となるタイプ		学生本人のケガのみが対象となるタイプ
ケガと病気の補償 学生本人の補償 (熱中症・食中毒含)	入院・通院・手術※1	治療費用実費※2 医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		—
	入院諸費用 (免責金額(自己負担額):5,000円)	支払限度基礎日額1,000円 支払限度日数180日		—
	先進医療費用	20万円を限度に実費※3		—
学生本人のケガの補償	死亡・後遺障害	280万円		
	入院日額	4,000円	—	4,000円
	通院日額	2,000円	—	2,000円
	手術保険金	入院中(入院日額の10倍) 入院中以外(入院日額の5倍)	—	入院中(入院日額の10倍) 入院中以外(入院日額の5倍)
個人賠償責任 (免責金額(自己負担額):0円)		お支払い限度額： 無制限 (国外は1事故1億円)※4		
扶養者の補償 (扶養者が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または重度後遺障害を被った場合)	育英費用	一時金 300万円		
携行品損害 (免責金額(自己負担額):5,000円)		支払年度ごとに 10万円 を限度		
生活用動産 (免責金額(自己負担額):5,000円)		支払年度ごとに 100万円 を限度		
借家人賠償責任 (免責金額(自己負担額):0円)		1事故ごとに 1,000万円 を限度		
ご加入タイプ		Jタイプ	Kタイプ	Lタイプ
保険料 (2年間分・一括払)		55,320円	40,540円	34,460円

■ 生命健康科学研究科の学生 → **の方は下記タイプからお選びください**

その他の研究科の学生はお選びいただけません

感染予防費用	予防措置費用50万円限度		
感染症の治療費	対 象		対象となりません
ご加入タイプ	J0タイプ	K0タイプ	L0タイプ
保険料 (2年間分・一括払)	55,380円	40,600円	34,520円

※1 お支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

※2 医療機関・保険薬局の窓口で、健康保険を使用して一部自己負担した費用を補償。

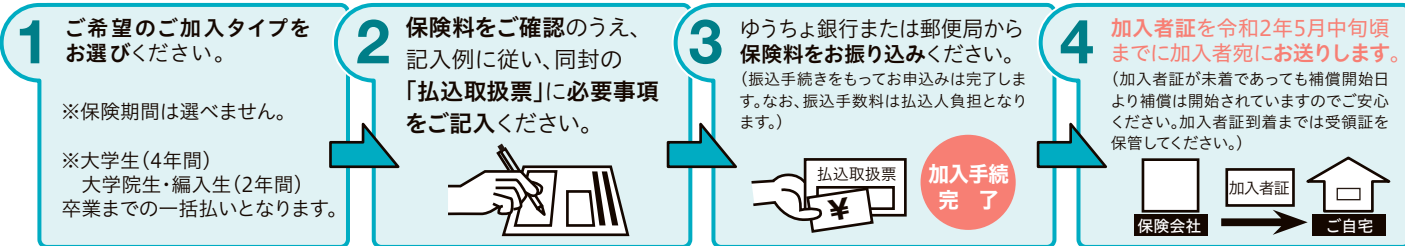
※3 先進医療保険金は、入院諸費用保険金と同一の支払限度日数です。

※4 情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度となります。

注：保険料は、職種級別Aの方を対象としたものです。お子様(被保険者一保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(※)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡頂きますようお願いいたします。)

(※)「自動車運転者」、「建設作業」、「農林業作業」、「漁業作業」、「探鉱・採石作業」、「木・竹・草・つる製品製造業者」

ご加入方法と加入者証の発行



- 加入締切日
- ① AO入試・推薦試験合格者
編入学試験合格者 — 令和2年1月31日(金)
 - ② 前期・後期試験合格者
センター利用試験合格者
特別奨学生試験合格者
大学院合格者 — 令和2年3月31日(火)

注意事項

- ① 「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。
- ② 加入依頼書の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と相違している場合には、告知義務違反として解除され(この場合、お支払いいただいた保険料も返還できません)、保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ ご加入手続き後、**入学を辞退された場合には**、保険期間開始前(令和2年3月31日以前)に裏表紙記載の取扱代理店(有)中部大学サービスへ必ずご連絡ください。**保険料は全額返金いたします。**
- ④ 加入者証の記載内容に変更があった場合(扶養者・加入者の変更、住所・下宿先住所の変更、タイプ変更等)、退学、留年される場合、事故発生時(特に個人賠償責任、借家人賠償責任、携行品損害に関する事故)は**中部大学サービスに速やかにご連絡ください。**ご連絡がないと解約等の場合は保険料の返金できません。留年の場合は在学中で補償が途切れない為には手続が必要です。以上すべてに関して**学生支援課では受付できません**のでご注意ください。
- ⑤ **パンフレットおよび加入者証は保険期間終了日まで、医療機関の領収書等は保険金請求が終了するまで必ず保管してください。**また加入内容、注意事項はご本人(学生)にも必ずお知らせください。(1人暮らしの学生は特に)

最近の主な支払例

加入年度により補償内容が異なるため、お支払金額は今年度ご案内プランとは必ずしも合致いたしません。

学年	補償内容	支払金額(円)	内 容
大学院1年女子	治療費	1,460	風邪で通院。
大学3年女子	治療費	7,390	熱中症で通院。
大学2年男子	治療費	97,709	スケートボードをしていて転倒。左腕橈骨骨折。2日間入院。24日間通院。
	通院・入院・手術保険金	96,000	
大学1年女子	借家人賠償責任	342,517	外出中、下宿先が携帯電話の充電器の漏電により、出火してしまった。床、壁などの修理代金。
	生活用産	406,115	
大学4年女子	賠償責任	392,490	自転車で登校中、バス停前でバスから降りてきた乗客と接触。相手の人は腰部、脇腹打撲。相手への治療費、慰謝料、休業損害の支払。
大学1年男子	治療費	5,050	インフルエンザで通院。
大学2年男子	治療費	44,740	親知らず抜歯で3日間入院。(入院のみ補償対象。通院は支払い対象外)
大学2年男子	治療費・入院諸費用	96,964	自然気胸で7日間入院。
大学4年男子	育英費用	3,000,000	扶養者(父親)が横断歩道を渡っていて、車にひかれ死亡。
大学3年男子	感染予防費用	8,010	救急救命士資格取得の為、実習中の病院で結核患者と濃厚接触。結核感染予防措置をとった。
大学2年男子	治療費・入院諸費用	251,454	ラグビー部練習中、スパイクが芝にからみ、ひざに負荷がかかり負傷。右膝前十字靭帯損傷。16日間入院、57日間通院。
	通院・入院・手術保険金	218,000	
大学3年男子	賠償責任	640,232	スノーボードをしていて、相手に後方より衝突しケガをさせてしまった。相手への治療費、慰謝料の支払。
大学2年女子	治療費	1,850	授業中の実験で硫酸を希釈していた時に、薬品が手に付着しやけどしてしまった。
	通院2日	4,000	
大学2年女子	治療費	2,250	看護実習中、トイレに行くのを我慢して勝膀胱炎になり通院。
大学3年男子	携行品	70,384	教室の移動中にパソコンを落としてしまった。パソコンの液晶画面を破損。(免責金額(自己負担額)5,000円)
大学1年男子	治療費	5,010	自転車で走行中、ハンドルにかけていた傘がタイヤに巻き込み転倒。顔面と手を負傷。上唇を4針縫合。
	通院5日	10,000	
大学2年男子	治療費	2,220	結膜炎で通院。
大学4年女子	賠償責任	39,744	卒業研究の実験中、大学所有の測定器をぶつけてしまいカバーを破損。修理代金の支払。
大学4年男子	賠償責任	11,865,162	自転車で走行中、会社の敷地から歩いて出てくる人と出会い頭にぶつかってしまった。相手の人は、腰骨骨折で救急車で運ばれ入院した。当方がかなりのスピードが出ていて、8(当方):2(先方)の過失。治療費、慰謝料、休業損害、後遺障害11級の支払。
大学2年男子	生活用産	19,084	下宿先アパートでパソコンを使用中、ゼリー飲料をキーボードの上にこぼしてしまい操作不能になった。(免責金額(自己負担額)5,000円)
大学2年男子	賠償責任	106,283	ソフトボールサークルでボールを打った際に、バックネット裏に駐車中の車(バックドア)に当ててしまった。相手車両修理代金、代車費用の支払。
大学4年男子	通院33日	66,000	大学内で移動中、階段で足を滑らせてしまい落下。右足首骨折。
大学2年女子	治療費	3,940	鶏肉を食べて食中毒になった。(カンピロバクター)

■団体総合生活保険 補償の概要等【保険期間：1年超】

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

保険の対象となる方（被保険者）について

「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1」としてご加入できる方は、中部大学に在籍する学生の方（入学手続きを終えた方を含みます。）となります。

※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます（代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。）。

※借家人賠償責任については、ご本人*1が、未成年者または責任無能力者である場合は、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（ご本人*1の配偶者または親族に限ります。）も保険の対象となる方に含まれます（ご本人*1に関する事故に限ります。）。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

! 育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり（保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。）、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】

(1) 配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（婚姻とは異なります。）にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、

a. 婚姻意思を有すること（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）。

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

(2) 親族：6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

【傷害補償（子ども傷害補償）】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

※保険の対象となる方が熱中症（日射または熱射による身体の障害）になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*2 「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく 医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として 採算されている手術*1または 先進医療*2 に該当する 所定の手術 を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブルースおよび三内式シーネをいいます。		

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
治療費用補償特約十待機期間の不設定に関する特約(医療費用補償用)	<p>保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院した場合</p> <p>▶保険の対象となる方が負担した一部負担金*1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)による入院*2または通院*3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限りします。</p> <p>※医師の処方箋に基づき、薬局(いわゆる院外薬局)で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。 ●公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ●公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付(いわゆる「附加給付」*4) ●保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付(他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。)</p> <p>*1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 *3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。 *4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる入院または通院</p> <p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院(その方が受け取るべき金額部分)</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院</p> <p>・保険の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた入院または通院</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院</p> <p>・先天性疾患による入院または通院</p> <p>・妊娠または出産による入院または通院</p> <p>・痔瘻、裂肛または痔瘻による入院または通院</p> <p>・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院</p> <p>・自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院</p> <p>・歯科疾病の治療のための通院</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院</p> <p>*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後開始した入院または通院については、保険金のお支払いの対象とします。</p>
入院諸費用保険金	<p>保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院を開始し、以下の費用を負担した場合</p> <p>●病院または診療所の承認を得て使用されたベッドまたは病室の使用料</p> <p>●保険の対象となる方が約款に定める所定の状態となり、かつ医師等が必要と認められた期間において親族が付添をした場合の親族付添費*1、交通費、寝具等の使用料</p> <p>●保険の対象となる方の家庭において、次のいずれかの期間中に雇入れたホームヘルパー*2の雇入費用(ホームヘルパー*2の紹介料および交通費を含みます。) (ア) 医師等が付添を必要と認められた期間 (イ) 家事従事者*3である保険の対象となる方が入院している期間</p> <p>●療養に必要なかつ有益な諸雑費*1</p> <p>●入院、転院、退院のために必要とした交通費</p> <p>●入院時の療養の給付と併せて受けた食事療養に必要な費用および生活療養における食事の提供である療養に必要な費用(標準負担額を除きます。)</p> <p>▶負担した費用の合計額から免責金額(自己負担額:5,000円)を差し引いた額をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)による入院*4について、支払限度額(支払限度基礎日額に入院日数*5を乗じた額)を限度とします。また、同一の病気やケガによる入院*4について、入院を開始した日からその日を含めて支払限度日数を経過した日の属する月の末日までの入院により負担した費用に限りします。</p> <p>※上記の費用は、保険の対象となる方が公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した場合に限りします。この場合において、「療養の給付」等の支払対象となる費用または労働者災害補償制度の下で給付対象となる費用があるときは、その費用を除きます。なお、公的医療保険制度における「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に必要とする費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した費用の額から差し引くものとします。 ・保険の対象となる方が負担した上記の費用について第三者により支払われた損害賠償金 ・保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付(他の保険契約または共済契約により支払われた入院諸費用保険金に相当する保険金を除きます。)</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 親族付添費については1日につき4,100円、諸雑費については1日につき1,100円とします(2018年4月時点)。 *2 炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。 *3 保険の対象となる方の家庭において炊事、掃除、洗濯等の家事を行う親族の中で主たる者をいいます。 *4 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 *5 入院を開始した日から、その日を含めて支払限度日数を経過した日までの期間中の実入院日数をいいます。</p>	(医療費用補償特約治療費用保険金と同じ)
先進医療費用保険金	<p>保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始し、以下の費用を負担した場合</p> <p>●先進医療に必要とする費用*1</p> <p>●先進医療を受けるために必要とした入院・通院・転院・退院のための交通費</p> <p>▶負担した費用の合計額をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)による入院*2または通院*3について、支払限度額(入院諸費用保険金の支払限度基礎日額の200倍)を限度とします。また、同一の病気やケガによる入院*2または通院*3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて支払限度日数を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限りします。</p> <p>※「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した費用の額から差し引くものとします。 ・保険の対象となる方が負担した上記の費用について第三者により支払われた損害賠償金 ・保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付(他の保険契約または共済契約により支払われた先進医療費用保険金に相当する保険金を除きます。)</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 先進医療費用のうち保険外併用療養費(保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。)を除きます。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 *3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。</p>	

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
育英費用補償特約	<p>扶養者*1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合</p> <p>▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>(重度後遺障害の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●両目が失明したもの ●咀嚼やくおよび言語の機能を廃したものの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガによる扶養不能状態 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 (その方が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置 (保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。) によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 <p>等</p>

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約(個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約)	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険の対象となる方ご本人の日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物 (情報機器等に記録された情報を含みます。) を壊した場合 ●保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●保険の対象となる方ご本人が電車等*1を運行不能にさせた場合 ●保険の対象となる方ご本人が国内で受託した財物 (受託品)*2を壊したり盗まれた場合 <p>▶1 事故について保険金額*3を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故 (訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。) に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品 等</p> <p>*3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務 (アルバイトおよびインターンシップを除きます。) の遂行に直接起因する損害賠償責任 (仕事上の損害賠償責任*1) によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ●受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ●自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ●受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ●受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ●受託品の電気的事故または機械的事故 ●受託品の置き忘れまたは紛失*4 ●詐欺または横領 ●風、雨、雪、雹 (ひょう)、砂塵 (さじん) 等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ●受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 <p>等</p> <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>
借家人賠償責任補償特約(借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約)	<p>国内における借戸室*1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>▶1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※示談交渉は東京海上日動では行いません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 転居した場合は転居先の借戸室をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害 ・借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <p>等</p>

【財産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約 +携行品特約の一部変更に関する特約	<p>国内外において、保険の対象となる方が所有する、一時的に持ち出された家財や携行中の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて(保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに)保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*1を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物</p> <p style="text-align: right;">等</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的事故または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p style="text-align: right;">等</p>
住宅内生活用動産特約 +住宅外等追加補償特約	<p>国内において、保険の対象となる方が所有する家財に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて(保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに)保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*1を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物、定期券、乗車券、通貨、貴金属、宝石、美術品、親族が居住する建物内に所在する家財</p> <p style="text-align: right;">等</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的事故または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p style="text-align: right;">等</p>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
感染症予防費用補償特約	<p>被保険者(保険の対象となる方)が次の事故を直接の原因として、事故の発生の日からその日を含めて1年以内に行った感染症予防措置(*1)のために被保険者が負担した費用(*2)に対して保険金をお支払いします。ただし、公的医療保険制度の給付(*3)がある場合は、その額を被保険者が負担した費用から差し引くものとします。保険期間を通じて(保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに)感染予防費用保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>①接触感染 臨床実習の目的で使用される施設内で、被保険者が直接・間接を問わず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項の感染症(以下「感染症」といいます。)の病原体に予期せず接触(接触のおそれのある場合を含みます)することをいいます。</p> <p>②院内感染 臨床実習を行った施設内で、感染症の病原体を保有する患者等が発見され、かつその感染症が院内で蔓延したとき(蔓延するおそれのある場合を含みます。)に、被保険者が臨床実習を目的としてその施設内に滞在し、かつ感染症の病原体に感染(感染のおそれのある場合を含みます。)したことをいいます。</p> <p>(*1) 感染症の病原体への感染または感染症の発症を予防することを目的として行う検査、投薬等をいいます。ただし、医師等の指示または指導に基づくものに限り、ます。</p> <p>(*2) 被保険者の感染症予防措置に社会通念上必要かつ有益であると認められる費用を含み、感染または発症した感染症を治療するための費用は除きます。</p> <p>(*3) 公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付である、いわゆる附加給付を含みます。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<p>以下の事由によって発生した事故による費用に対しては保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者(保険の対象となる方)の故意または重大な過失 ②保険金の受取人の故意または重大な過失(その方が受け取るべき金額部分) ③被保険者(保険の対象となる方)のけんかや自殺・犯罪行為 ④被保険者(保険の対象となる方)の麻薬等の使用 ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波 <p style="text-align: right;">等</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】



契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項



注意喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご確認ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●育英費用補償特約 ●医療費用補償特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定



この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたりない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約	
	傷害補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産
生年月日	★*1	★*2
性別	—	—
職業・職務*3	☆	—

※すべての補償について「他の保険契約等*4」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(これも傷害補償)をセットされる場合には「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項(☆)となります。

*1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。

*2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。

*3 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*4 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人



【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意



現在のご加入を解約・減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

- すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 借家人賠償責任
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



●保険契約者である企業または団体は引受保険会社の本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)

をご契約者および加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。



3 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等の取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

4 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。
- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがら記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

5 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求められる場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番（事故受付センター）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険（株）とご間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

0570-022808

ナビダイヤル
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

通話料
有料

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動ホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。
ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載の《お問い合わせ先》までご連絡ください。
インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動安心110番（事故受付センター）

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ

0120-119-110

受付時間：24時間365日
事故は119番・110番

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただいたためのもので、お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

<input type="checkbox"/> 保険金をお支払いする主な場合	<input type="checkbox"/> 保険の対象となる方	<input type="checkbox"/> 保険金額、免責金額（自己負担額）
<input type="checkbox"/> 保険期間	<input type="checkbox"/> 保険料・保険料払込方法	
2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
<input type="checkbox"/> お子様（被保険者一保険の対象となる方）がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種別日」に該当する方に該当しないことをご確認いただきましたか？ なお、「職種別日」に該当する場合は保険料が異なりますので、必ずお問い合わせ先までご連絡ください（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします）。 ※各区分（AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。
<input type="checkbox"/> 職種別Aに該当する方：「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種別Bに該当しない方
<input type="checkbox"/> 職種別Bに該当する方：「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」（以上、6職種）
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？
特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意 *1」についてご確認ください。
*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。


※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

24時間365日受付*1

 **0120-708-110**



緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。


*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間 (いずれも土日祝日、 年末年始を除く)	・法律相談	10:00～18:00
	・税務相談	14:00～16:00
	・社会保険に関する相談	10:00～18:00
	・暮らしの情報提供	10:00～16:00

 **0120-285-110**

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス]

www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

・介護アシスト 自動セット

お電話にて高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間

(電話介護相談、各種サービス優待紹介)
9:00～17:00
(土日祝日・年末年始を除く)

 **0120-428-834**

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

ホームページアドレス
<http://www.kaigonw.ne.jp/>



電話介護相談

・ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

・認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。 *2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください)に限りご利用いただけます。

ご注意ください (各サービス共通)

- ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)*のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)*とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

医療機関・調剤薬局の領収書等は保険金請求に必要です。(診断書は、請求金額が10万円未満はいりません。)

① 駅の階段から落ちてケガをした



② 下記の連絡先へお電話ください
(本人、ご家族どなたでもOK)

② 医療機関・調剤薬局等の領収書と認印を持って
キャンパスプラザ2F
中部大学サービスの窓口へ
お越しください

③ お手元に書類が届きますので
入院・通院等終了後に必要事項を
ご記入・ご捺印後返送してください

③ ご請求の手続を行ってください



④ ご指定口座に保険金をお振り込みします



※携行品、生活用財産の保険金請求には、損害品の提出が必要となる場合があります。

この保険は、中部大学を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として中部大学が有します。

補償についてのお問い合わせ先・事故の連絡先

取扱代理店 **(有)中部大学サービス TEL(0568)51-1010**

中部大学キャンパスプラザ2F (担当：山川・倉知 / 平日9:00～11:30、12:30～17:00)

平日夜間・土日祝日の事故のご連絡・ご相談は **東京海上日動安心110番 (事故受付センター) ☎0120-119-110**

引受保険会社 **東京海上日動火災保険株式会社 担当部 愛知公務金融部 TEL(052)201-2046 (平日9:00～12:00、13:00～17:00)**